

事業者 電気・ガス料金 高騰対策支援金 — 申請の手引き —

<受付期間>

令和4年11月1日（火）から 令和5年2月28日（火）まで

市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

<受付時間> 9:00~17:00（土日祝日・12月29日~1月3日を除く）

<電話番号> 050-3819-5330

<メールアドレス> ichikawa_denkigusshien@bsec.jp

<令和4年11月1日版>

① 支援金の概要

新型コロナウイルス感染拡大を経た世界経済の回復傾向や、ロシアによるウクライナ侵攻などが要因と考えられる原油高による、世界的な物価高騰が継続しております。

このため、本市は電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた事業者の皆さまを支援し、事業継続への負担を軽減するため、「市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金」を創設いたしました。

■ 給付対象者 下記のⅠ～Ⅴを全て満たす事業者の方が対象です。

- Ⅰ. 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- Ⅱ. 電気料金及びガス料金の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じた者であること。
- Ⅲ. 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 令和4年3月以前から事業を行っている者にあつては、同年4月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金（自動車の燃料費に係るものを除く。以下同じ。）の合計額が20万円以上であること。
 - イ 令和4年4月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年5月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金の合計額が16万円以上であること。
 - ウ 令和4年5月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年6月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金の合計額が12万円以上であること。
 - エ 令和4年6月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年7月分及び同年8月分の電気料金及びガス料金の合計額が8万円以上であること。
 - オ 令和4年7月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年8月分の電気料金及びガス料金の合計額が4万円以上であること。
- Ⅳ. 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- Ⅴ. 納期限が到来した市税を完納していること。

■ 中小企業者等とは 中小企業基本法第2条第1項の表

業種	以下のいずれかを満たす者	
	資本金	従業員の数
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下

同法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も、業種ごとに規定される規模以下の場合には対象となります。

■ 市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

TEL : 050-3819-5330
メールアドレス : ichikawa_denkigusshien@bsec.jp
事務局開設期間 : 令和4年11月1日（火）～令和5年2月28日（火）
受付時間 : 9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く）

② 支援金の申請方法、受付期間

以下のとおりオンライン又は郵送での受付を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、窓口による対面での受付は行いません。

ご不明な点は、市へお問い合わせください。

オンライン受付について



こちらのURLからそれぞれの手続きに進み、必要事項を入力してください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/denkigasus.html>

郵送受付について

【郵送先】

〒134-8585 東京都江戸川区臨海町5-2-2 C棟6F (株)アテナ内
市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

※必要に応じて、専用宛名ラベル（最終ページ）をご利用ください。

受付期間

令和4年11月1日（火）から 令和5年2月28日（火）まで

- オンラインの場合： 令和5年2月28日（火）23時59分まで
- 郵送の場合： 令和5年2月28日（火）消印有効

③ 支援金を申請できるか確認

STEP1 給付対象要件の確認

給付対象者に関する要件は下記のとおりです。

要件	はい	いいえ
市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等である。 (中小企業者等に該当するかは、本手引きの1ページを参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気料金及びガス料金の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和4年3月以前から事業を行っている者であって、同年4月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金(自動車の燃料費に係るものを除く。)の合計額が20万円以上である。 (令和4年4月以降に事業を開始した事業者の場合は、4ページの下段及び5ページを参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納期限が到来した市税を完納している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
以下の、給付対象外となる要件に該当しない。 <ul style="list-style-type: none">・本市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金の給付対象者・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者・法人税法第2条第5号に規定する公共法人・性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者・宗教上の組織又は団体・政治団体・市川市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者・破産手続開始の決定を受けた者・過去に市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	全て☑ ↓ STEP2へ	1つでも☑ ↓ 対象外

③ 支援金を申請できるか確認

STEP2 給付額の確認

STEP1で給付対象要件を確認したうえで、下記の表を参考に、申請できる金額を確認してください。

令和4年4月分から令和4年8月分までの電気料金及びガス料金（※）の支払額の合計	申請できる金額
20万円以上50万円未満	5万円
50万円以上75万円未満	10万円
75万円以上	15万円

電気料金及びガス料金の支払額の合計が20万円に満たない場合は、対象外。

※ ガス料金とは、自動車の燃料費に係るものを除いたものをいいます。

令和4年4月以降に開業した場合の例

- 支払額の合計が、給付要件（20万円）を対象月数で按分した額以上となった場合、本支援金の対象となります。
- 給付額は、対象月数で按分した額となります。

<開業日> 令和4年5月20日

<対象月数> 3か月（令和4年6～8月分）

<電気・ガス料金支払い実績>

月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	計
支払額	-	1万円 (開業月は支援対象外)	4万円	5万円	6万円	15万円 (A)

<給付対象者の判定>

合計額 15万円 …(A)

20万円（給付要件）×（3か月/5か月） = 12万円 …(B)

15万円 (A) ≥ 12万円 (B) ➡ **給付対象**

<給付額>

5万円 ×（3か月/5か月） = 3万円

④ 給付対象者の特例



新規開業や事業承継などの場合は、下記により、支援金の給付判定を受けることができます。

	内容
<input checked="" type="checkbox"/> 新規開業	(令和4年4月から7月までに設立した中小企業又は開業した個人) ⇒ 開業月の翌月分から令和4年8月分までの電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 事業承継	(令和4年4月以降に事業承継した中小企業又は個人事業主) ⇒ 令和4年4月分から8月分までの、事業承継前の事業者の電気・ガス料金と事業承継後の事業者の電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 一部の事業承継	(令和4年4月から7月までにM&A等の第三者による事業承継を行った中小企業又は個人事業主) ⇒ 事業承継を行った月の翌月分から令和4年8月分までの電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 法人成り	(令和4年4月以降に個人事業主から法人成りした中小企業等) ⇒ 令和4年4月分から8月分までの、法人化前の個人事業主の電気・ガス料金と法人成りした後の中小企業等の電気・ガス料金の支払額の合計が対象
<input checked="" type="checkbox"/> 個人成り	(令和4年4月以降に法人から個人成りした個人事業主) ⇒ 令和4年4月分から8月分までの、個人化前の中小企業等の電気・ガス料金と個人成りした後の個人事業主の電気・ガス料金の支払額の合計が対象

⑤ 必要書類一覧表

必要書類	法人		個人		
	確定申告あり	確定申告不要	青色申告	白色申告	確定申告不要
【郵送申請の場合のみ提出】 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○	○	○	○
誓約書・同意書 (様式第2号)	○	○	○	○	○
電気・ガス料金の領収書 (令和4年4～8月分) 等	○	○	○	○	○
直近の法人税の確定申告書別表一の控え	○				
直近の法人事業概況説明書の控え (1枚目)	○				
事業報告書、貸借対照表 等 ・NPO法人 (事業報告書) ・社会福祉法人 (事業活動計算書)、 ・公益財団/社団法人 (正味財産増減計算書) など		○			
令和3年分所得税確定申告書第一表の控え			○	○	○
令和3年分所得税の青色申告決算書の控え			○		
令和3年分所得税の収支内訳書の控え				○	
市内で事業を行っていることがわかる書類 (開業届、許認可証、事業所に係る契約書 等)					○
履歴事項証明書 (3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の 記載のあるもの)	○	○			
本人確認書類の写し (原則、顔写真付きのもの) (P20参照)			○	○	○
申請者名義の国民健康保険証の写し (有効期限内であるものに限る)			○	○	○

⑤ 必要書類一覧表（特例該当者）

令和4年4月以降に開業、法人設立、事業継承、法人成り、個人成りした場合、6ページの書類に加えて、下記の書類を提出してください。

項目	区分	法人		個人		
		確定申告あり	確定申告不要	青色申告	白色申告	確定申告不要
新規開業	開業届（所得税法）				○	
	法人設立届出書（法人税法）等	○				
事業承継等	開業届（所得税法）				○	
	法人設立届出書（法人税法）	○				
	事業承継等をした者の直近の法人税の確定申告書	○				
	事業承継等をした者の直近の確定申告書				○	
法人成り	法人設立届出書（法人税法）	○				
	令和3年分の個人（代表者）確定申告書	○				
個人成り	開業届（所得税法）				○	
	【会社を解散・清算した場合】 閉鎖事項証明書				○	
	【会社を休眠した場合】 異動届出書				○	

⑤ 必要書類一覧表（共通書類）

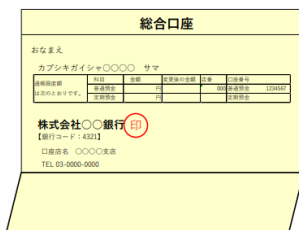
必要書類	法人		個人		
	確定申告あり	確定申告不要	青色申告	白色申告	確定申告不要
振込先口座が法人名義・本人名義の場合					
通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	○	○	○	○	○
振込先口座が法人名義・本人名義以外の場合					
委任状	○	○	○	○	○
通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	○	○	○	○	○

通帳の写し

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるようにスキャン又は撮影してください。

紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。
同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳を開いた1・2ページ目



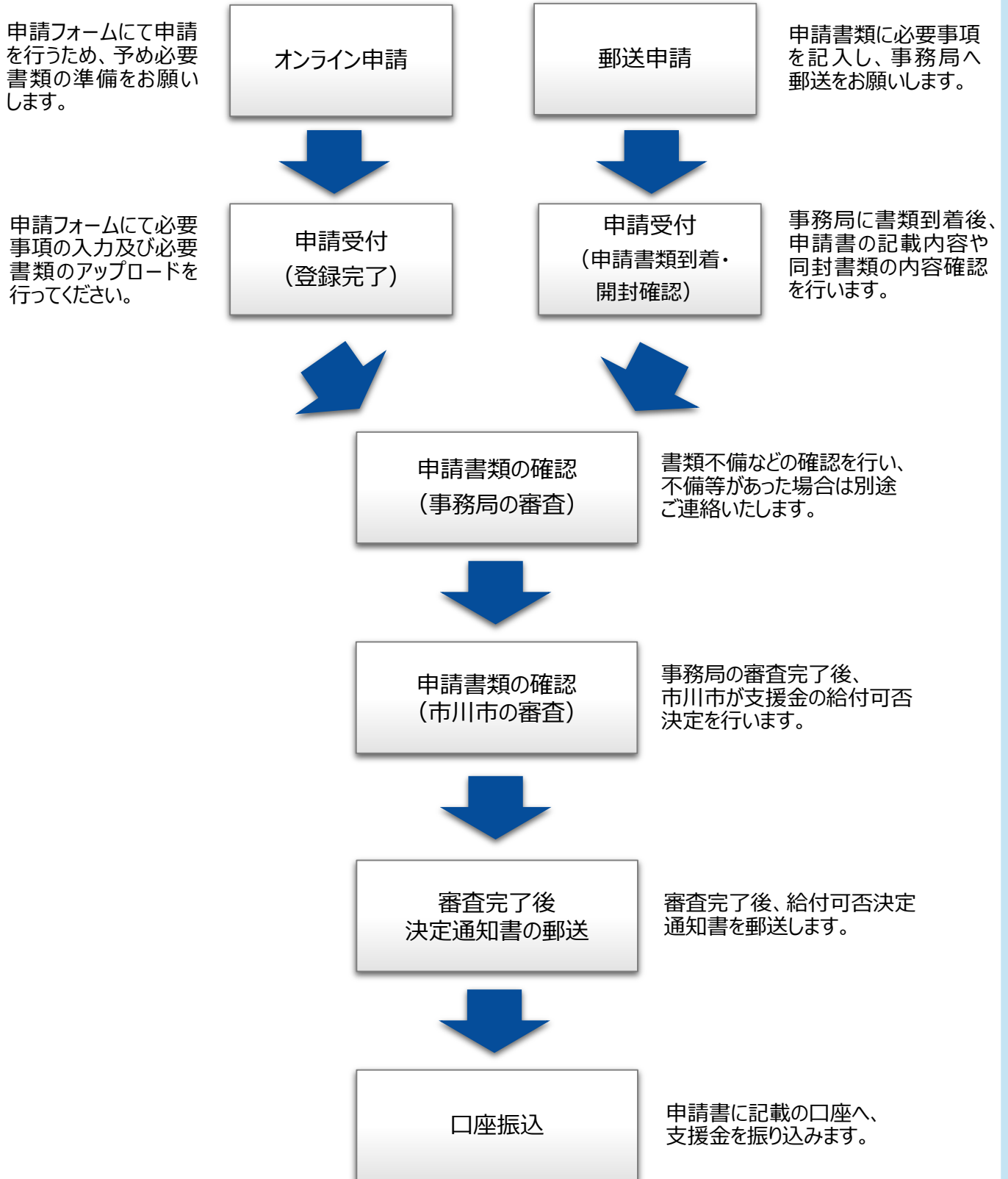
電子通帳 画面コピー



カナ名義であることをご確認ください。

⑥申請から給付までの流れ

申請から給付までのおおまかな流れは、次のとおりです。



⑦記入例 様式第1号（第6条関係）※一般法人の例

様式第1号（第6条関係）（その1）

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金申請書兼請求書

令和4年11月1日

市川市長

（申請者）

本店又は主たる事業所の所在地です。
（個人の場合における「住所」ではありません。）

所在地（事業所）	千葉県市川市八幡 1-1-1
名称（屋号）	株式会社市川市役所
代表者職・氏名	代表取締役 市川 太郎
担当者名	市川 二郎
電話番号	047-XXXX-XXXX
メールアドレス	ichikawa@city.com

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けたいので、下記のとおり申請し、併せて、支援金の給付の対象となる電気料金及びガス料金（自動車の燃料費に係るものを除く。）の額を報告します。

また、支援金の交付を可とする旨の決定を受けたときは、その全額を下記に指定する口座に振り込んでください。

記

（申請者の概要）

個人の場合は、自宅の住所を記入してください。

申請者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人
	<input type="checkbox"/> 個人
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住 所 _____

和暦で記入してください。

（資本金、従業員数のいずれかが括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です（中小企業基本法第2条第1項）。）

申請者の業種	資本金	従業員の数
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (50人以下)
<input type="checkbox"/> 卸売業	_____ 円 (1億円以下)	_____ 人 (100人以下)
サービス業（ <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 <input type="checkbox"/> 娯楽業、 <input type="checkbox"/> 教育、 学習支援、 <input type="checkbox"/> 医療福祉、 <input type="checkbox"/> その他）	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (100人以下)
<input type="checkbox"/> 旅館業	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (200人以下)
<input type="checkbox"/> ソフトウェア業/情報処理サービス業	_____ 円 (3億円以下)	_____ 人 (300人以下)
その他（ <input type="checkbox"/> 建設業、 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 鉱業、 <input type="checkbox"/> 不動産業、 <input type="checkbox"/> 旅行業、 <input type="checkbox"/> 農林漁業、 <input type="checkbox"/> ※その他（ _____ ））	_____ 5,000万円 (3億円以下)	_____ 250人 (300人以下)

※特定非営利活動法人、医療法人等の場合は、上記に準じて記入してください。

⑦記入例 様式第1号（第6条関係）※一般法人の例

電気・ガス料金の領収書等をもとに、1円単位まで正確な金額を記入してください。

様式第1号（第6条関係）（その2）

（令和4年3月以前から事業を行っている場合）

1 電気料金及びガス料金の状況（自動車の燃料費に係るものを除く。）

月	①電気料金	②ガス料金	③合計（①+②）
令和4年4月分	23,401円	16,230円	39,631円
令和4年5月分	23,683円	16,453円	40,136円
令和4年6月分	23,821円	16,515円	40,336円
令和4年7月分	24,529円	16,934円	41,463円
令和4年8月分	25,099円	17,184円	42,283円
合計	120,535円	83,316円	203,851円（A）

2 支援金申請（請求）額

該当するものにチェックをしてください。

電気・ガス料金の合計額（A）	支援金申請（請求）額
20万円以上50万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 50,000円
50万円以上75万円未満	<input type="checkbox"/> 100,000円
75万円以上	<input type="checkbox"/> 150,000円

3 振込先

金融機関コード	1 1 1 1	金融機関名	市川銀行							
支店コード	1 1 1	支店名	市川支店							
種別	普通 当座	口座番号	1	1	1	1	1	1	1	
口座名義人（カナ）	カ	イ	チ	カ	ワ	シ	ヤ	ク	シ	ヨ

【注意事項】

- 申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
- 口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。

⑦記入例 様式第1号（第6条関係）※一般法人の例

様式第1号（第6条関係）（その4）

（添付書類）

(1) 法人の場合

No.	提出書類		確認欄
1	誓約書・同意書（様式第2号）		<input checked="" type="checkbox"/>
2	①市川市内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し ②事業規模（資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数）及び業種が確認できる書類の写し	<確定申告を行っている法人の場合> ア 直近の法人税の確定申告書別表一の控え イ 直近の法人事業概況説明書の控え ウ 履歴事項証明書（3箇月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
		<特定非営利活動法人等で確定申告を要しない場合> ア 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類 イ 事業報告書や貸借対照表（資本金の額の額や常時使用する従業員数が確認できる書類）等	
3	令和4年4月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金が確認できる資料	令和4年4月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金の領収書 等	<input checked="" type="checkbox"/>
4	支援金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が法人名義の場合> ・通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し 等	<input checked="" type="checkbox"/>
		<振込先口座が法人名義以外の場合> ア 委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） イ 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	

<開業者の場合>

5	開業者であることが確認できる書類の写し	・法人設立届出書（法人税法） 等	<input type="checkbox"/>
---	---------------------	------------------	--------------------------

<事業承継、法人成り等があった場合>

6	事業承継等をしたことが確認できる書類の写し	<被承継人> 法人設立届出書（法人税法）、履歴事項証明書 等	<input type="checkbox"/>
		<承継人> 事業承継等をした者の直近の確定申告書	

⑦記入例 様式第1号（第6条関係） ※令和4年5月開業の例

様式第1号（第6条関係）（その3）

（令和4年4月以後に開業等又は事業承継等をした場合）

1 電気料金及びガス料金の状況（自動車の燃料費に係るものを除く。）

開業等又は事業承継等をした月の翌月分の料金から記入してください。

月	①電気料金	②ガス料金	③合計（①+②）
令和4年5月分	円	円	円
令和4年6月分	23,821円	16,515円	40,336円
令和4年7月分	24,529円	16,934円	41,463円
令和4年8月分	25,099円	17,184円	42,283円
合計	73,450円	50,633円	124,083円（A）

2 支援金申請（請求）額

該当するものにチェックをしてください。

開業等を行った月	電気・ガス料金の合計額（A）	支援金申請（請求）額
令和4年4月	16万円以上40万円未満	<input type="checkbox"/> 40,000円
	40万円以上60万円未満	<input type="checkbox"/> 80,000円
	60万円以上	<input type="checkbox"/> 120,000円
令和4年5月	12万円以上30万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 30,000円
	30万円以上45万円未満	<input type="checkbox"/> 60,000円
	45万円以上	<input type="checkbox"/> 90,000円
令和4年6月	8万円以上20万円未満	<input type="checkbox"/> 20,000円
	20万円以上30万円未満	<input type="checkbox"/> 40,000円
	30万円以上	<input type="checkbox"/> 60,000円
令和4年7月	4万円以上10万円未満	<input type="checkbox"/> 10,000円
	10万円以上15万円未満	<input type="checkbox"/> 20,000円
	15万円以上	<input type="checkbox"/> 30,000円

3 振込先

金融機関コード	1 1 1 1	金融機関名	市川銀行						
支店コード	1 1 1 1	支店名	市川支店						
種別	普通当座	口座番号	1	1	1	1	1	1	1
口座名義人（カナ）	カ）イチカワシヤクシヨ								

【注意事項】

- (1) 申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
- (2) 口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。

⑦記入例 様式第1号（第6条関係） ※令和4年5月開業の例

様式第1号（第6条関係）（その4）

（添付書類）

① 法人の場合

No.	提出書類		確認欄
1	誓約書・同意書（様式第2号）		<input checked="" type="checkbox"/>
2	① 市川市内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し ② 事業規模（資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数）及び業種が確認できる書類の写し	<確定申告を行っている法人の場合> ア 直近の法人税の確定申告書別表一の控え イ 直近の法人事業概況説明書の控え ウ 履歴事項証明書（3箇月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
		<特定非常利活動法人等で確定申告を要しない場合> ア 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類 イ 事業報告書や貸借対照表（資本金の額の額や常時使用する従業員数が確認できる書類）等	
3	令和4年4月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金が確認できる資料	令和4年4月分から同年8月分までの電気料金及びガス料金の領収書 等	<input checked="" type="checkbox"/>
4	支援金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が法人名義の場合> ・通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し 等	<input checked="" type="checkbox"/>
		<振込先口座が法人名義以外の場合> ア 委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） イ 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	

<開業者の場合>

5	開業者であることが確認できる書類の写し	・法人設立届出書（法人税法） 等	<input checked="" type="checkbox"/>
---	---------------------	------------------	-------------------------------------

<事業承継、法人成り等があった場合>

6	事業承継等をしたことが確認できる書類の写し	<被承継人> 法人設立届出書（法人税法）、履歴事項証明書 等	<input type="checkbox"/>
		<承継人> 事業承継等をした者の直近の確定申告書	

⑦記入例 様式第2号（第6条関係） ※一般法人の例

様式第2号（第6条関係）

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、いずれかにチェックをしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 申請内容に虚偽はありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 本支援金の給付後も、引き続き市川市内で事業継続の意思があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 納期限の到来した市税を完納しています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 電気料金及びガス料金の高騰の影響により事業継続への負担が生じています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 市川市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金の対象ではありません。また、市長がこれらの支援金の給付状況を確認することについて同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 雇用保険法第4条第1項の被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 法人税法第2条第5号に規定する公共法人ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 宗教上の組織又は団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 政治団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 市川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 本支援金を今まで一度も受けたことがありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14 本支援金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15 申請書等の不備による補正を求められたにも関わらず、令和5年3月31日までに申請者の責に帰すべき事由で給付ができない場合には、市長は当該申請が取り下げられたものとみなすことについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16 本支援金の審査に当たり、上記に係る事項を証明すべき事実を市長が公簿等により確認することについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	17 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取り消し及び支援金の返還に応じます。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

令和4年11月1日

（あて先）市川市長

（申請者）所在地（事業所）千葉県市川市八幡 1-1-1

）株式会社市川市役所

代表者職・氏名 代表取締役 市川 太郎 印

押印してください。

⑧ 提出書類見本

申告書B

申告書A

直近の所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）

直近の所得税の青色申告決算書の控え（1枚目）

直近の所得税の収支内訳書の控え（1枚目）

⑧ 提出書類見本

法人税の確定申告書別表一の控え

法人設立届出書

法人事業概況説明書の控え (1枚目)

履歴事項証明書

⑧ 提出書類見本

本人確認書類

下記のいずれかの写しを、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

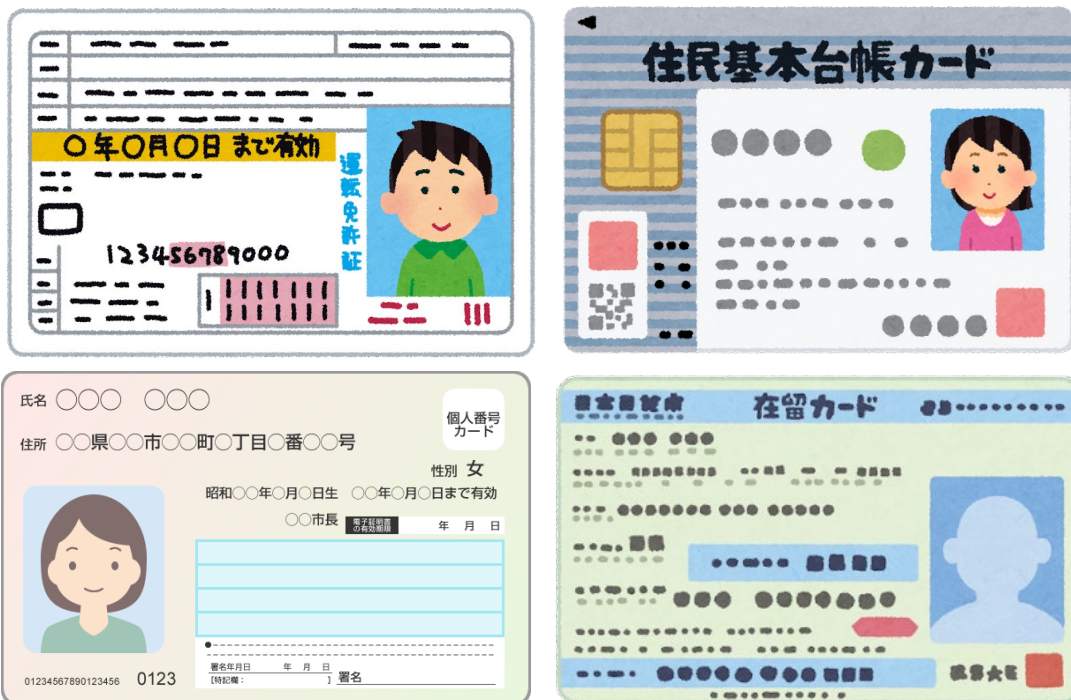
- 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）

なお、上記本人確認書類を保有していない場合は、下記（1）又は（2）で代替することができます。

- （1）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）
- （2）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）

※ 各種健康保険証は「記号」、「番号」、「保険者番号」、「二次元コード」が見えないようマスキングしてください。

※ いずれの場合も、申請を行う月において有効なものであり、かつ記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。



⑨よくある質問（Q&A）

Q1 電気・ガス料金の領収書が無い場合は何を提出すればよいですか？

A1 電力会社又はガス会社に支払証明書の発行を依頼し、それを領収書の代わりとして提出してください。

Q2 市内外に複数の事業所や部門がある場合、申請はどのように行いますか？

A2 本支援金の申請は、法人又は個人事業主単位で行っていただきます。そのため、市内に複数の事業所をもつ事業者については、対象期間における各事業所の電気・ガス料金支払額を合算した額（＝事業者全体で支払った電気・ガス料金）を基準として、支援金の給付額を算定します。

Q3 市川市の「介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金」の給付対象となっていますが、申請を行っていません。本支援金を受給できますか？

A3 申請・受給の有無に関わらず、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金は受給できません。

Q4 中小企業以外でも対象となりますか？

A4 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も本手引き1ページの表を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合対象となります。

Q5 「主たる事業所」はどのように判断しますか？

A5 原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。

- 個人事業主
青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地
白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地
- 法人
法人税確定申告書別表1の納税地もしくは履歴事項全部証明書の本店所在地

Q6 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、交付対象になりますか？

A6 本業として事業活動を行っている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者も、他のご家族等の収入で生計を立てていると考えられるため、対象外となります。

⑨よくある質問（Q&A）

Q7 個人事業主ですが、自宅の電気・ガス料金は対象となりますか？

A7 本支援金は、事業に用いる電気及びガスの使用料金の一部を補助するものです。そのため、日常生活で用いられる電気・ガス料金は本支援金の対象となりません。

Q8 確定申告書に収受日印がないのですがどうすればよいですか？

A8 確定申告書第一表の控えに収受日印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の年分の「納税証明書（その2 所得金額用）（事業所得金額の記載のあるもの）」を提出してください。また、e-TAXを通じて申告を行っている場合、「受信通知メールの控え」を添付してください。（ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、受信通知メールは不要です。）

Q9 令和4年4月～6月分と7月～8月分に分けて申請できますか？

A9 令和4年4月～8月分の電気・ガス料金の支払額に対応する申請は1回のみ申請となりますので、まとめて申請してください。

Q10 支援金の用途制限はありますか？

A10 用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。

Q11 郵送申請を検討していますが、申請書はどこで入手できますか？

A11 市公式Webサイトに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。また、下記の窓口において申請書を配布しております。

配架場所	
北部	大柏出張所（南大野2-3-19）
中部	第1庁舎（八幡1-1-1）2階
	市川駅行政サービスセンター （市川南1-1-1 ザタワーズイースト3階）
	市川商工会議所（南八幡2-21-1）
南部	行徳支所（末広1-1-31） 2階 総務課
	南行徳市民センター（南行徳1-21-1）

Q12 申請書の書き方が分からないので、教えていただけますか？

A12 事務局で対応しますので、050-3819-5330へご連絡ください。
土日祝日及び年末年始を除く、平日9:00～17:00が電話受付時間となります。

問い合わせ先

市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局	
TEL	050-3819-5330
メールアドレス	ichikawa_denkigusshien@bsec.jp
郵送物宛先	〒134-8585 東京都江戸川区臨海町5-2-2 C棟6F (株)アテナ内 市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局

宛名ラベル



〒134-8585
東京都江戸川区臨海町5-2-2 C棟6F (株)アテナ内
市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金事務局 行